

11. 1・2 頁目の留意事項① 収入計上時期の原則

収入計上時期の原則 = 年末までに納品済・未請求（未回収）のものも
当年分の売上に計上（売掛金・未収入金）

原則	収入計上時期
通常の販売	引渡しがあった日
請負	物の引渡しを要する場合…目的物の全部完成による引渡し日 物の引渡しを要しない場合…役務提供の完了日
人的役務の提供 （サービス業）	人的役務の提供の完了日 （期間の経過、役務提供の程度に応じて収入する特約がある 場合…その特約による収入すべき事由が生じた日）

個人事業者の家事消費（決算書 2頁売上欄）

例 料理店の賄い（事業主）・食品小売

→ 所得税法では、「原価除外」ではなく、「売上計上」

【原則】 通常販売価額

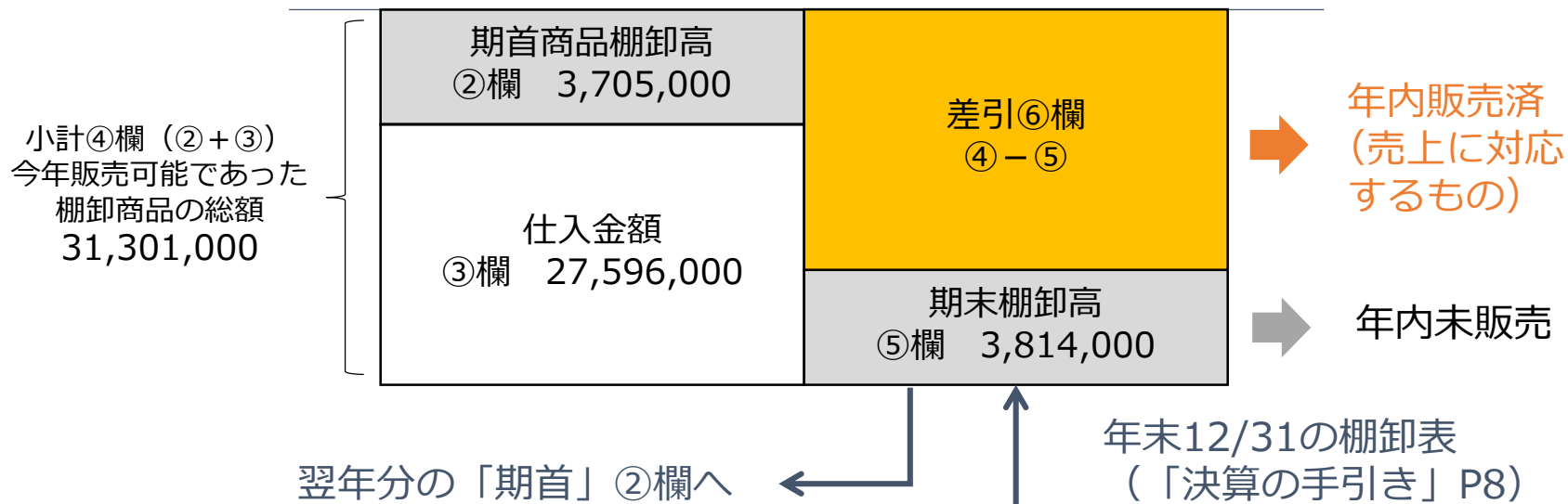
【特例】 仕入価額 又は 通常販売価額×70% の多い方を収入を計上
（備え付け帳簿への記帳を要件→「青色申告決算の手引き」P8）

▼チェックポイント 家族数などから見て適正な金額か？

12. 1・2 頁目の留意事項② 売上原価と棚卸の仕方

1頁の②～⑦欄は何を計算しているか＝売上原価（売上対応分）の算出

売上原価



▼チェックポイント

たな卸資産の評価は届出どおりに行われているか(届出がなければ、最終仕入原価法)

種別	品名	数量	単価	金額	備考
商品	A	100	700	70,000	
〃	B	80	500	40,000	
〃	C	150	400	60,000	

13. 1・2 頁目の留意事項③ 青色事業専従者給与

生計を一にする親族に支払う対価 → 原則 必要経費に算入できない
 → 特例 青色事業専従者給与
 事業専従者給与（白色）

専従者の要件	① 事業者と生計を一にする配偶者その他の親族であること ② その年12/31現在で年齢が15歳以上であること ③ その年を通じて6月を超える期間（※）、その青色申告者の営む事業に専ら従事していること。 ※年の中途の開業などの場合には事業に従事することができる期間の2分の1を超える期間
対象金額	支払金額のうち、「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載されている金額の範囲内で、労務の対価として相当な金額
取扱い	事業主 → 事業所得の必要経費 親 族 → 給与所得の収入金額
手続	「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出 期限（原則）その年3/15まで （特例）1/16以後に開業・専従者となる場合→その日から2月以内
チェックポイント	☐ 届出は適正に行われているか ☐ 支払う給与の金額が業務実態からみて適正であるとともに実際に支給が行われているか ☐ 源泉徴収は適正に行われているか

14. 1・2頁目の留意事項④ 必要経費（減価償却費・修繕費以外）

【必要経費とならないもの】

- ・家事上の経費及び家事関連費
- ・所得税・都道府県民税・市町村民税・延滞金・印紙の過怠税・各種加算金
- ・罰金・過料・科料
- ・生計を一にする親族に支払う地代・家賃・借入金の利息

自宅関連のもの（家事費）・罰金等・所得税・住民税は必要経費になりません！



区分	取扱い	
家事上の経費	必要経費に算入できない	
家事関連費 （店舗併用住宅の家賃・租税公課・保険料・修繕費・水道光熱費などの支出）	原則	必要経費に算入できない
	例外	①主たる部分が業務遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分できる場合 →その明らかにできる部分は必要経費算入 ② ①のほか、家事関連費のうち、取引の記録等に基づき、業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額 →必要経費算入

合理的な按分例

（明確なルールがない。
誰もが納得できるようなものを！）

- ①家賃→床面積で按分 50㎡のうち事務所スペース20㎡ →40%経費
- ②電気代→使用時間や消費電力（やむなく床面積もありか）
- ③電話代・インターネット代→使用時間 週5日使用→5/7(約70%)経費
- ④ガソリン 走行距離

15. 1・2頁目の留意事項⑤ 売掛金等が回収不能となった場合

(ポイント) ①貸倒れとなる「事実」 ②事業的規模とそれ以外で処理が異なる

事業で生じた債権の貸倒れの場合

1	法律上の債権の消滅等 (法律上の貸倒れ)	(1) 更生計画・再生計画の認可決定、特別清算に係る協定の認可決定による切捨て	その切り捨てられた金額
		(2) 合理的な基準により、債権者集会の協議決定等で切り捨て	その切り捨てられた金額
		(3) ①債務超過状態が相当期間継続・②債務の弁済が受けられない→書面で債務免除	書面通知をした債務免除額
2	回収が事実不可能 (経済上の貸倒れ)	債務者の資産状況、支払能力からみて全額が回収できないことが明らかとなった場合	全額 (担保処分後)
3	形式基準 (売掛金等の通常債権)	①債務者と取引停止(最後の弁済等)以後1年を経過した場合、②同一地域の債務者について売掛金等の総額>取立費用の場合	債権額－1円 (備忘価額) (担保処分後)

貸倒損失
(必要経費)

貸倒懸念債権・貸倒れの実事が未確定の場合

1	債務者が債務超過 災害その他	①債務者が債務超過の状態が相当期間継続して、将来の業務好転の見通しがたたない ②債務者が災害、経済事情の急変により多大な損害	一部の取立て 不能見込額
2	申立てがある場合	更生手続開始・再生手続開始・破産手続開始	債権×50%

個別評価の
貸倒引当金繰入
(必要経費)
※翌年戻し入れ
※一般は5.5%

16. 青色申告決算書（一般用） 3 頁目

国税庁 平成29年分 青色申告決算書（一般用）の書き方 P4

【記載例（決算書3ページ）】

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (減価償却資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	④ 償却率 又は 定率	⑤ 本年 中の 償却 期間	⑥ 本年 分の 普通償却費 (④×⑤×⑧)	⑦ 増(特別) 減(特別)	⑧ 本年 分の 償却費合計 (⑥+⑦)	⑨ 事業専 用割合 %	⑩ 本年 分の必要 経費算入額 (⑧×⑨)	⑪ 未償却残高 (期末残高)	摘要
木造建物(店舗)	43㎡	18・7	6,000,000	5,400,000	旧定額	22	0.046	12/12	248,400	-	248,400	100	248,400	3,143,400	
リリィター		29・9	600,000	600,000	定額	22	0.046	12/12	9,200	-	9,200	100	9,200	590,800	
ライトバン	1台	19・1	500,000	25,000	-	-	-	12/12	5,000	-	5,000	100	5,000	5,000	均等償却
耐火マシネット	1台	19・3	700,000	155,518	旧定率	15	0.142	12/12	22,084	-	22,084	100	22,084	133,434	
ミスター	1台	29・7	390,000 (42,120)	390,000	定率	5	0.400	12/12	78,000	-	78,000	100	78,000	312,000	
アールド金		27・1	250,000	250,000	-	5	0.200	12/12	50,000	-	50,000	100	50,000	100,000	
一括償却資産	-	29・	180,000	180,000	-	-	1/3	12/12	60,000	-	60,000	100	60,000	120,000	
冷蔵庫他	-	29・	合計980,000	(明細は別添録)	-	-	-	12/12	-	-	-	-	980,000	1452,684	1頁目⑧4頁(負債)へ
			()					12/12							
			()					12/12							
			()					12/12							
計								12/12	472,684	-	472,684		1452,684	4404,634	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑧欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の利子割引料	左のうちの必要経費算入額
	円	円	円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうちの必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
〇〇市△△町××× 〇〇〇〇	土地	240,000	120,000

◎本年における特殊事情

17. 減価償却費とは？

減価償却資産

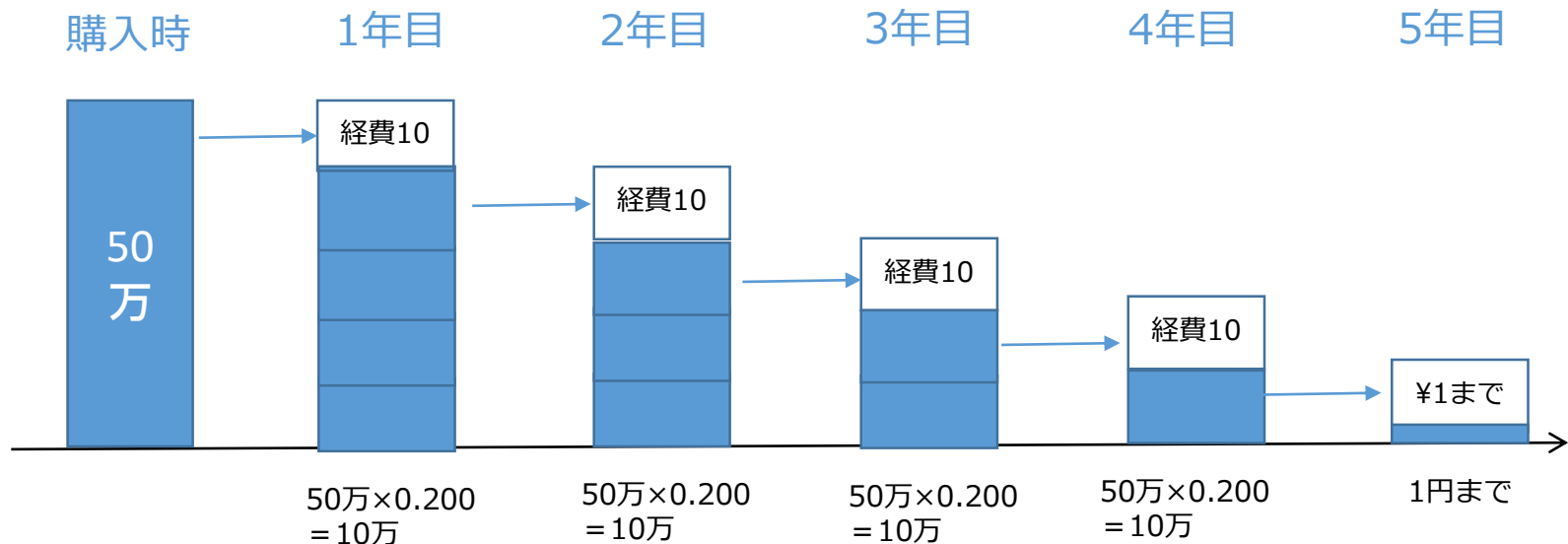
業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産（10万円以上）

→ これらの資産は、一般的には「時の経過」等によってその価値が減っていく



これらの資産の取得に要した金額は、取得した時に全額必要経費になるのではなく、その資産の使用可能期間（法定耐用年数）にわたり配分して必要経費とする

→ この手続を「減価償却」という。



18. 減価償却費の計算

定額法の場合（毎年の償却額が同額になるように配分）

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の場合（年額）

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率}$$

（耐用年数表による）

償却費の額が原則として毎年同額となる（残存価額が1円になるまで償却する）

【参考】平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の場合

$$\text{減価償却費} = (\text{取得価額} \times 0.9) \times \text{旧定額法の償却率}$$

（耐用年数表による）

減価償却限度額95%まで償却

残りを5年間で償却（5%－1円）×各年の月数／60

18. 減価償却費の計算

【参考】定率法 … あらかじめ届出書の提出が必要

$$\text{減価償却費} = \text{未償却残高} \times \begin{matrix} \text{(耐用年数表による)} \\ \text{定率法の償却率} \end{matrix}$$

上記の金額が償却保証額に満たなくなった年分以後は次の算式
(算式) 改定取得価額×改定償却率

償却費の額は初めの年ほど多く、年とともに減少する

ただし、定率法の償却率により計算した償却額が「償却保証額」に満たなくなった年分以後は、毎年同額となる。